令和４年度　福祉職場の労務管理研修会

**労務法令改正等への理解と対応**

**～パワーハラスメント防止措置、育児・介護休業法、**

**パート社会保険適用、兼業副業における労働時間通算　等～**

主催　社会福祉法人高知県社会福祉協議会

令和４年４月から労働施策総合推進法の改正に基づくパワーハラスメント防止措置が全企業に義務化され、また育児・介護休業についても本年４月以降、育児休業を取得しやすい雇用環境整備等の措置の義務付け、育児休業の分割取得など段階的に施行、１０月にはパートに対する社会保険適用が拡大されます。また昨今話題にあがることも多い兼業・副業についても所要の改正が行われています。

そこで本研修会は、直近のさまざまな労働関係法令改正に確実に対応し適切な労務管理を行うため、社会福祉施設・事業所において実施すべきことについて知識を得ることを目的に開催します。

**１．日　時**　：　**令和４年１１月２２日（火）１３：００～１６：３０**

**２．会　場**　：　**ふくし交流プラザ　２階　高齢者能力開発室（高知市朝倉戊３７５－１）**

**３．内　容**　：　①　パワーハラスメント防止措置（令和4年4月1日施行済）

　　　　　　　　　　・職場におけるハラスメント防止のために事業主が雇用管理上講ずべ

き措置等

　　　　　　　　②　育児・介護休業法の改正（令和4年4月1日、10月1日施行済）

　　・雇用環境整備、個別の周知、意向確認の措置　義務化

　　・有期雇用労働者の要件緩和

・産後パパ育休 出生時育児休業の新設　・育児休業の分割取得

　　　　　　　　　③　パートに対する社会保険適用拡大（令和4年10月1日施行済）

　　　　　　　　④　兼業・副業における労働時間通算

　　・労働時間管理、通算における割増賃金　・健康管理

・労働者自身の対応　・時間外協定　・労災、雇用、社会保険の取扱

　　　　　　　　　⑤　その他

⑥　質疑応答

**４．講　師**　：　髙橋　卓弥氏（社会保険労務士、社会保険労務士法人あすえる）

**５．対　象**　：　社会福祉施設・事業所の労務管理担当役職員

**６．定　員**　：　５０名

**７．受講料**　：　３，０００円

**８．申込み**　：　裏面の「受講申込書」で、**１１月１１日（金）まで**にＦＡＸでお申し込み

ください。

　　　　　　　　ただし、定員に達し次第締め切りますので、あらかじめご了承ください。

　　　　　　　　なお、締切後に参加決定通知をＦＡＸで送信いたします。

**９・お問い合わせ**

社会福祉法人高知県社会福祉協議会　法人振興課（担当：岡本）

　高知市朝倉戊３７５－１　高知県立ふくし交流プラザ１階

　　電話：０８８－８４４－４６１１　　ＦＡＸ：０８８－８４４－９４４３

ＦＡＸ　０８８－８４４－９４４３

高知県社会福祉協議会　法人振興課　行

**福祉職場の労務管理研修会　受講申込書**

法人名

施設・事業所名

記入者名

電話番号

ＦＡＸ番号

参加者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **氏　　名** | **役　　職** | **労務管理経験年数**  **（令和４年１１月１日時点）** |
|  |  | 年　　　　月 |
|  |  | 年　　　　月 |
|  |  | 年　　　　月 |
|  |  | 年　　　　月 |

※　受講申込書に記載いただいた氏名・役職などの個人情報は、本研修会の運営管理のみに使用いたします。

**締切：令和４年１１月１１日（金）**